

# 2019年度

## 稲毛区地域活性化支援事業募集要項

募集期間 2019年1月16日(水)～2月13日(水) 17時必着

### <目次>

1	事業の趣旨・目的	2ページ
2	募集する支援部門	2ページ
3	応募資格	4ページ
4	申し込み	5ページ
5	審査・選考	5ページ
6	補助金の申請	6ページ
7	事業の実施及び事業の振り返り等	6ページ
8	事業報告及び補助金の請求等について	6ページ
9	その他	7ページ
10	スケジュール	7ページ

### <お問い合わせ>

千葉市稲毛区役所地域振興課地域づくり支援室(区役所3階)

〒263-8733

千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号

電話：043-284-6105

ファックス：043-284-6149

メール：[chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp](mailto:chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp)



稲毛区

## 1 事業の趣旨・目的

稲毛区地域活性化支援事業は、区民の皆様が自ら行う地域課題の解決や稲毛区の活性化のための活動を支援するものです。

活動を通じて、多様な主体間の交流によるネットワークづくりと、地域における協働・連携の継続的な取組みの推進を目指します。

## 2 募集する支援部門

- ①地域づくり活動支援に対する補助 ※地域づくり活動支援に対する補助は1団体1事業までの申請となります。

<p>対象</p>	<p><b>ア 区テーマに基づく活動支援</b>          稲毛区が設定する下記2つのテーマいずれかに基づく活動を支援します。  <u>(ア)「文化・スポーツ交流を通じた共生の地域づくり</u>  <u>～多様性を尊重する地域づくりを目指して～</u>  <u>(イ)「地域、学生、企業等の交流を生み出す中間支援活動について」</u></p> <p><b>イ 地域活性化活動支援</b>          上記ア以外の、稲毛区の地域課題の解決や地域活性化に貢献する活動を支援します。</p>	
<p>補助対象団体</p>	<p>町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、商業団体、NPO法人、市内の学生団体          ※市内の学生団体…市内の学生団体とは、団体の構成員の半数以上が市内の大学等の学生であり、団体の代表者が学生である団体をいう。</p>	
<p>補助対象経費</p>	<p>報償費          旅費          消耗品費          食糧費          印刷製本費          修繕料          通信運搬費          手数料          広告料          保険料          委託料          使用料          原材料費          備品購入費          負担金</p>	<p>講師等への謝金 <u>団体内への謝金や単価5万円を超える謝金は除く</u>          講師、ボランティア等の必要最小限度の交通費          文具等短期間で消費されるもの <u>原則単価2万円未満のもの</u>          会議やイベントのお茶代等 <u>団体の親睦のための飲食、酒類は除く</u>          印刷、製本、複写を行うために要する経費          事業執行のため必要不可欠な備品等の修理代          郵送料等          金融機関への振込手数料等          新聞折込広告料等          レクリエーション保険等          会場設営や警備等の委託料等 <u>ただし、一部委託に限る</u>          会場や機材の使用料、賃借料等          加工用原材料費等          事業執行のため必要不可欠な原則単価2万円を超える物品 <u>※注1</u>          法令・契約等に基づいて負担しなければならない経費</p>

補助率・金額	補助対象経費から当該補助金以外の収入を控除した額の10分の10 上限額 20万円
補助期間	2019年4月1日～2020年3月31日 ※3回を限度に申請が可能。ただし、毎年度申請・審査を要する。

※注1

《補助対象経費中の備品購入費について》

備品購入費については、事業執行に必要不可欠な物品のみに限り、かつ上限額を設けています。

以下のAとBを比較して、少ない方の金額を備品購入費の上限とします。

A：補助対象経費総額の1/2

B：補助上限額の1/2（10万円）

(例1)

A

(補助対象経費)	↑ 16万円 ↓
・消耗品費 ・旅費 ・印刷製本費 など	
(補助対象外経費)	↑ 4万円 ↓
交際費 など	

B

地域づくり活動支援事業の補助金上限額  
20万円の1/2 = 10万円

- この場合、A < Bとなるため、  
備品購入費の上限はAが採用され8万円となる。

総事業費20万円のうち、

補助対象経費総額16万円の1/2 = 8万円

(例2)

A

(補助対象経費)	↑ 30万円 ↓
・消耗品費 ・旅費 ・印刷製本費 など	
(補助対象外経費)	↑ 5万円 ↓
交際費 など	

B

地域づくり活動支援事業の補助金上限額  
20万円の1/2 = 10万円

- この場合、A > Bとなるため、  
備品購入費の上限はBが採用され10万円となる。

総事業費35万円のうち、

補助対象経費総額30万円の1/2 = 15万円

②地域拠点支援に対する補助

<p>対 象</p>	<p>稲毛区の地域課題の解決や地域活性化に貢献する活動のための拠点の整備を支援します。          ※新たに活動拠点を整備する場合で、稲毛区内の不動産賃貸借契約が可能な空き店舗等          を活用することが条件となります。</p> <p><b>ア 市内の学生団体</b>          市内の学生団体が行うもの</p> <p><b>イ その他の団体</b>          市内の学生団体以外が行うもの</p>	
<p>補助 対象 団体</p>	<p>地域づくり活動支援に対する補助（区テーマに基づく活動支援、地域活性化活動支援）を          受けている又は受ける見込みの団体</p> <p>※地域づくり活動支援に対する補助対象団体となったとしても、必ずしも地域拠点支援に対する          補助対象団体として選定されるとは限りません。</p>	
<p>補助 対象 経費</p>	<p><b>家賃補助</b> 家賃</p> <p>※敷金、礼金、共益費、管理費、          駐車場使用料は対象となりません。</p>	<p><b>設備補助</b> 設備費</p> <p>※事務所として活動できる最小限の設備に関する          費用を対象とします。</p>
<p>補助 率・ 金額</p>	<p><b>家賃補助</b></p> <p>ア 市内の学生団体          補助対象経費から当該補助金以外の          収入を控除した額の10分の10          上限額／180万円          （補助月額／15万円）</p> <p>イ その他の団体          補助対象経費から当該補助金以外の          収入を控除した額の2分の1          上限額 180万円          （補助月額 15万円）</p>	<p><b>設備補助</b></p> <p>ア 市内の学生団体          補助対象経費から当該補助金以外の          収入を控除した額の10分の10          上限額 30万円</p> <p>イ その他の団体          補助対象経費から当該補助金以外の          収入を控除した額の2分の1          上限額 30万円</p>
<p>補助 期間</p>	<p>2019年4月1日～2020年3月31日</p> <p>※家賃補助に関しては、地域づくり活動支援に対する補助を受ける場合に限り、3回を限度に          申請が可能です。ただし毎年度申請・審査を要します。</p> <p>※設備補助に関しては初年度の1回のみとなります。</p>	

### 3 応募資格

#### (1)申請団体の要件

- ①稲毛区内で活動する町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、商業団体、NPO法人又は市内の学生団体であること。（市内の学生団体とは、団体の構成員の半数以上が市内の大学等の学生であり、団体の代表者が学生である団体をいう。）
- ②申請時点で1年以上継続して活動している団体又は今後1年以上継続して活動する見込みがある団体であること。
- ③団体の活動拠点が千葉市内にあること。団体が拠点を有しない場合には代表者が千葉市内に居住していること。
- ④団体の代表者が未成年でないこと。ただし、当該支援事業の申請までに、保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を書面で得ている場合はこの限りではない。
- ⑤会則・規約等を有すること。
- ⑥構成員名簿を有すること。
- ⑦次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 営利を目的とした団体
  - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動を行っている団体
  - ウ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体
  - エ 本補助金の交付を3回受けた団体。ただし、新規事業での申請についてはこの限りではない。

#### (2)対象となる活動

- ①稲毛区内での活動であること。
- ②稲毛区における地域課題の解決及び地域の活性化に資する活動であること。
- ③補助金交付団体が自発的に計画し、責任をもって運営していること。
- ④同一内容の活動について、本補助金の交付が2回以内であること。（地域拠点支援に対する補助のうち設備補助については初年度の1回に限る。）
- ⑤次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 政治活動、選挙活動、宗教活動その他公益を害する活動
  - ウ 特定団体の構成員のみを対象とした活動
  - エ 国・地方公共団体等からの補助、助成又は委託を受けている活動
  - オ 講演会・イベントの開催のみを目的とした活動
  - カ その他区長が適当ではないと認める活動

## 4 申し込み

### (1) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）
- ② 事業計画書（様式第4号）
- ③ 収支予算書（様式第5号）
- ④ 誓約書（別紙様式）
- ⑤ 団体の会則・規約
- ⑥ 団体の構成員名簿
- ⑦ 前年度活動報告書（前年度から継続して活動している団体のみ）
- ⑧ 前年度収支決算書（前年度から継続して活動している団体のみ）

【地域拠点支援に対する補助を申請する場合には下記の書類も必要となります。】

- ⑨ 賃貸借契約に関する見積書
- ⑩ 物件の平面図
- ⑪ 設備に関する見積書

### (2) 募集期間

2019年1月16日（水）～2019年2月13日（水） 17時**必着**

### (3) 提出先・提出方法

千葉県稲毛区役所地域振興課地域づくり支援室（区役所3階） まで **郵送または持参**  
〒263-8733 千葉県稲毛区穴川4丁目12番1号  
電話 043-284-6105

## 5 審査・選考

### (1) 審査の流れ

1次審査及び2次審査により、交付団体を決定します。

#### ① 1次審査

申請時に提出された書類による審査を行います。

#### ② 2次審査

1次審査通過団体を対象に、公開プレゼンテーションによる審査を行います。

### 公開プレゼンテーション

開催日時 2019年3月15日（金） 予定 ※時間未定

場所 稲毛保健福祉センター3階 大会議室

その他 ① 指定の期日までにプレゼンテーション用資料を提出していただきます。

② 公開プレゼンテーションを欠席した団体は本事業の選考の対象外となります。

③ 日程は都合により変更になる場合があります。

## (2) 審査結果について

審査結果については、すべての応募団体に文書で通知します。

また、補助金交付団体として決定した団体については、稲毛区ホームページで周知します。

※事業の選定にあたっては、事業の改善などのために、一部提案内容（予算額含む）に変更や修正をお願いする場合があります。

## 6 事業の実施及び事業の振り返り等

### (1) 事業の実施

補助金交付団体は、申請した事業計画などに沿って事業を実施していただきます。

※事業計画・予算配分等に変更が生じる場合には事前にご相談ください。変更に係る書類の提出が必要となります。

### (2) 状況報告

区長が必要と認めるときは、事業の進捗状況等に関し、報告していただく場合があります。

※特に、地域拠点支援に対する補助を受けた場合には、開設した事務所の状況等を写真に撮影して提出していただきます。

### (3) 中間報告会・事業報告会

中間報告会（9月開催予定）、事業報告会（翌年4月開催予定）に出席し、活動状況等の報告をしていただきます。

### (4) 活動状況の取材協力等

適宜、稲毛区職員による活動状況の取材・ヒアリングを行いますので、ご協力をお願いします。

また、活動状況については稲毛区ホームページで公開します。

## 7 事業報告及び補助金の請求等について

### (1) 事業報告

事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第12号）、事業報告書、収支決算書及び領収書等を提出していただきます。

※領収書等の宛名は団体名宛とし、支出内容が分かるものとしてください。また、原本を提出していただきます。

### (2) 補助金の請求

補助金は事業完了後の支払いとなります。ただし、必要に応じ事前に支払い（概算払い）することができます。

## 8 その他

提出した事業計画を実施しなかったり、虚偽の申請をした場合は、交付決定後であっても、決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

本事業は2019年度予算により実施するため、内容が変更となる場合があります。

## 9 スケジュール（予定）

募集期間	2019年1月16日（水）～2月13日（水）まで
申請書提出期限	2019年2月13日（水）17時必着
第一次審査（書類審査）	2019年2月下旬
第一次審査の結果通知	2019年2月下旬
第二次審査（公開プレゼンテーション）	2019年3月15日（金）
第二次審査の結果通知	2019年3月末
事業開始	2019年4月1日（月）
中間報告会	2019年9月中旬
事業の終了	2020年3月31日（火）
事業報告書の提出期限	2020年3月31日（火）
事業報告会	2020年4月中旬